

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)(先議)要旨

本法律案は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)を独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課す。

三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、施行期日

この法律は、一部を除き平成十七年四月一日から施行する。